

＜明治乳業不当労働行為・差別事件＞

遡及審査は格差・不当労働行為の真相に迫るために必要

明治乳業全国事件（9事業所32名）の実質審理（6月5日、第一回証人尋問）を前に、公益委員の審査指揮（調査調書）に対し、会社から加筆を求める「上申書」が提出されています。内容は、申立人らが一貫して主張している、審査（審理）の範囲（枠組み）の問題と、会社に求めている「人事考課成績、職分、号給」などの資料開示について、審査指揮の結論をまとめた調査調書に異議を述べ、従来からの会社主張を繰り返し、積極的な審査指揮にブレーキをかける内容のようです。

しかし、多くの命令例でも明らかなように、この種事件の審査（審理）では、除斥期間の定めに係わりなく、救済年度に存在する「格差の原因」と、その背景となる「不当労働行為意思」を正確に注意深く判断するために、必要年数を遡及して審査（審理）し、明らかにされる累積格差を将来に向けて一括是正する判断手法が、事件当事者や労働委員会の不

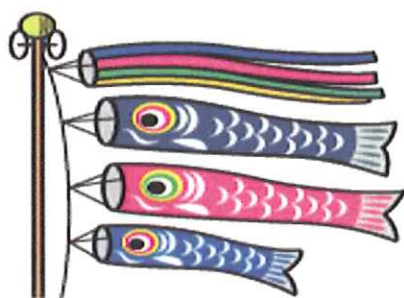
当労働行為制度設立趣旨を踏まえた、長年の努力によって蓄積され定着してきたのです。例えば、石川島播磨重工業事件（都労委）は16年間の遡及審査を行い、多年度累積格差の将来に向

けての一括是正の命令でした。千代田化工建設事件（中労委）では21年の遡及審査を行い、同様に多年度累積格差の一括是正の命令です。さらに、新日本石油化学事件（中労委）では26年も遡及審査を行い、累積格差の一括是正を命じているのです。この審査（審理）・救済方法の後退は許されません。



正確・迅速な審理・判断に向け、毅然とした審査指揮を！

累積格差の実態を正確にし、迅速な審理・判断を行うためにも、人事考課、職分昇格年度、職分号給の資料開示は決定的です。



だからこそ、公益委員も申立人らの開示を求める「申立て」を積極的に受け止め、審査（審理）

の範囲を極端に狭めようとする会社主張に対し、「主張・立証の範囲に限らず、出せるものはなるべくだしてほしい」と、極めて当然の審査指揮をとったのです。申立人らは、長期に及んでいる争議の全面解決への道筋を切り開くために、都労委での正確・迅速な審理を切に求めています。

いよいよ、審理への大切な局面を迎えています。不当労働行為の「やり得」を絶対に許さない立場での、毅然とした審査指揮こそ強く求められているのです。

明治乳業争議支援共闘会議

連絡先 江東区労連：03-5606-5285 明治乳業争議団：047-332-5698

ホームページ <http://meinyu-sougi.web.infoseek.co.jp>

明治乳業争議 -> **検索**

労働委員会は労働者の権利擁護に全力を傾けて、争議解決に向けた働きを！

東京争議団共闘会議 〒107-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館503内

TEL&FAX 03-5395-3245 <http://www.tokyo-s.org>

mail@tokyo-s.org

2008年4月15日